



福井県家畜保健衛生所

〒918-8226 福井市大畑町 69-10-1

Tel: 0776-54-5104 Fax: 0776-54-5966

↑福井県家保 HP リンク

Email : katikuho@pref.fukui.lg.jp

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaho/index.html>

「飼養衛生管理支援システム」の利用が始まります

農林水産省は、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、デジタル技術を活用し、飼養衛生管理等の情報を管理・活用するシステムを開発しています。これを「飼養衛生管理支援システム」と言います。

システムを利用することで、これまで紙で提出していた「定期報告」などの各種報告が、今後はインターネットからご自身で報告できるようになります。システムを利用した報告が困難な方は、これまでどおりメール、郵送、Fax等で家畜保健衛生所に提出してください。システム利用は、報告毎に開始が予定されていますので、積極的な活用をお願いします。

- (1) 家きん飼養農場の重点項目の一斉点検 令和6年10月～
- (2) 定期報告 令和7年2月～
- (3) 豚飼養農場の重点項目の一斉点検 令和7年5月～

*飼養衛生管理支援システムを利用するには、あらかじめ農林水産省共通申請サービス(eMAFF)へのアカウント登録によるeMAFF IDの取得が必要です。eMAFFのホームページをご覧ください。下記リンク先よりご覧いただけます。



eMaff ID

[はじめての方へ | 農林水産省共通申請サービス \(maff.go.jp\)](https://e.maff.go.jp)

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin>

eMAFF ID取得の手続き等に関するお問い合わせは、家畜保健衛生所またはeMAFFのホームページ [お困りの場合 | 農林水産省共通申請サービス \(maff.go.jp\)](https://e.maff.go.jp) <https://e.maff.go.jp/Inquiry> までお願いします。



問い合わせ

愛玩として鶏や豚を飼っている方も「個人事業主」として登録できますので、家畜を飼われている方皆様、eMAFF IDを取得ください。

* eMAFF ID をすでに取得済みの方や、今後、ご自身で取得される方は家畜保健衛生所にお知らせください。追ってシステムを利用した重点項目の報告および定期報告について、お知らせいたします。

* 連絡がない時は、家畜保健衛生所がシステムへの登録を代行いたします。重点項目の報告および定期報告を、これまでどおりメール、郵送、Fax等で家畜保健衛生所に提出してください。

要注意 鳥インフルエンザのシーズン突入！

今年も鳥インフルエンザ流行のシーズンが始まりました。昨シーズン（2023～24年）は、家きん農場での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生数は、過去4シーズンで最も少なかったものの、野鳥については多くの感染がみられたことから、全国的に長期間にわたって家きん農場へのHPAIウイルス侵入リスクが高い状況にあったと考えられています。

農水省の疫学調査の結果、農場に飛来するカラスや周辺の水場に飛来する野鳥がウイルスを持ち込んだ可能性が考えられ、農場内のネズミなどの小動物からもウイルスが確認されています。

さらに、アメリカでは乳牛へのHPAIウイルス感染が確認され、感染した乳牛と接触した人からも感染が報告されています。国内では、牛への感染は確認されていないものの、注意が必要です。

今年の9月30日には、北海道で回収された死亡野鳥でA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例が確認されました。すでに国内にHPAIウイルスが侵入している可能性が高いと考えられます。早期に防鳥ネットの点検等を行い、飼養衛生管理基準の順守を徹底してください。また、家きんを飼養している方は、飼養衛生管理基準の順守状況の自己点検の結果報告を10月から毎月、家畜保健衛生所まで提出をお願いします。



カラス対策について

近年、家きんへの鳥インフルエンザ感染源としてカラスが注目されています。高病原性鳥インフルエンザが発生した農場やその周辺で見つかったカラスの死骸からウイルスが検出されており、北海道大学の調査では、死亡したカラス1羽からおよそ10,000羽の鶏を致死させるウイルス量が検出されたことが報告されています。

先日開催された東海北陸ブロックの家畜保健衛生業績発表会において、カラス対策についての報告がありましたのでご紹介します。

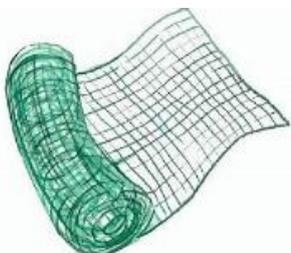
富山県の家きん農場において、以下2つのカラス対策を徹底して行なったところ、対策前は1,700羽の飛来がありましたが、対策後は400羽と8割減らすことができたそうです。

（対策1）

カラスの主な餌場である堆肥舎や鶏糞一時置き場に防鳥ネットを設置
作業間にはしっかりネットを閉める

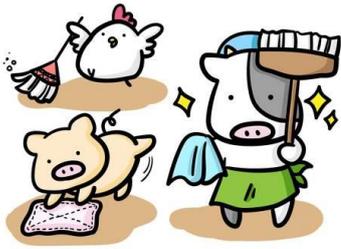
（対策2）

カラスを誘引するこぼれ餌の片付け、飼料タンクの破損点検、死亡鶏の回収



詳しい内容や、対策についての相談は家畜保健衛生所までご連絡ください。

胃内の異物（不消化物）について



畜舎の掃除はしていますか?? ごみや埃、余計なものが落ちていたり溜まっていたりしていませんか?

病性鑑定に搬入された動物たちを解剖すると、胃の中から餌以外のもの（異物、不消化物）が出てくることがあります。今回は胃で消化されないものを食べてしまうことで起こる病気、実際に入っていた異物を紹介したいと思います。

◎ 第一胃食滞・鼓脹症



子牛や山羊の第一胃内に入っていたビニール・ロープ・軍手です。第一胃内の異物が消化を邪魔してしまい、食欲が落ちたりガスが溜まったりして胃腸の動きが悪くなり、最悪の場合死亡することもあります。

◎ 創傷性第二胃腹膜炎・創傷性心膜炎



牛の第二胃内に入っていた・刺さっていた釘です。先端が鋭利な金属を飲み込んでしまうと、胃壁を貫通して腹膜炎や心膜炎を起こしたり、粘膜を刺激することで胃炎を起こしたりします。妊娠末期や分娩時には胃が全体的に前に移動し、激しい努責も起こるため、これらの症状が現れたり悪化したりします。炎症が酷い場合、膿瘍を形成したり、敗血症を引き起こしたりします。



小さなゴミ（異物）が、大きな動物を死に至らしめてしまうことがあります。一度に畜舎全体を掃除するのはとても大変ですが、「今日はここ」「明日はあっち」という風に、一日5分、場所を変えながら少しずつ掃除をすることで、畜舎全体を綺麗にしていきましょう！



掃除をして畜舎を綺麗にすることで、ネズミや虫、カラス対策にもつながりますよ。

EU 等向け輸出牛肉におけるホスホマイシン使用規制について

「ホスホマイシン」は国内において、獣医師の指示等の下、子牛の下痢症や牛パストレラ肺炎などの細菌感染症の治療に使われる抗菌剤の一種です。抗菌剤は人医療と動物医療で共通のもので、不適切な使用により抗菌剤が効かなくなる「薬剤耐性菌」が出現することから、感染症対策上の重大な問題として国際的に関心が高まっています。

EU 等では、人医療に使用を限定する抗菌剤が定められており、その薬剤は畜水産物生産段階の使用が禁止されています。令和6年3月3日付けで、EU等に輸入される畜水産物も同規

制が適用される旨公表され、令和8年9月3日からは、出生から食肉処理までの間で「ホスホマイシン」使用履歴がある牛肉はEU等へ輸出することができなくなります。

EU等輸出用に出荷する肥育農場は、自農場で出生・育成していない牛の使用履歴を確認し、報告する必要があります。県内では、子牛市場に出荷した牛について「ホスホマイシン」使用履歴を確認されることが考えられます。かかりつけ獣医師と連携のもと、日ごろから農場内での薬剤使用状況を把握され、問い合わせがあった際には、ご対応をお願いします。

国内で「ホスホマイシン」を使用することは可能ですが、代替りの抗菌剤や対象疾病のワクチンもありますので、適切な薬剤使用と感染症予防に努めてください。

(参考リンク 農林水産省 HP より)

[農家向けパンフレット eu_amr-28.pdf \(maff.go.jp\)](#)

[酪農家向けパンフレット eu_amr-29.pdf \(maff.go.jp\)](#)

[ホスホマイシンに代わるワクチンや抗菌剤の一覧 eu_amr-25.pdf \(maff.go.jp\)](#)



農水省 HP

手数料納付システム停止のお知らせ

【停止期間】令和6年10月17日(木)午前9時～午後5時(予定)

手数料納付システムのメンテナンスのため、クレジットカード決済等がご利用いただけません。当日、検査等を希望される方は、手数料納付方法について家畜保健衛生所にご相談ください。



手数料納付システム ↑

県内における主な家畜伝染性疾病の発生状況

畜種	病名	発生戸数	発生頭羽数 [※]
乳用牛	牛伝染性リンパ腫	1	1
	牛クロストリウム・パーフリンゲン感染症	2	2
	牛の消化管内線虫症(鞭虫寄生)	1	1
肉用牛	牛コクシジウム病	1	1
	牛クロストリウム・パーフリンゲン感染症	1	1
豚	豚クロストリウム・パーフリンゲン感染症 + 豚増殖性腸炎	1	2
みつばち	バロア症	1	9(群)

(令和6年6月1日～令和6年9月30日)

※病性鑑定を実施した頭羽数